

令和8年熊本地震関連

被災者[♡]応援 ガイドブック

～生活再建に向けた支援制度のご案内～

1 被災者対応



2 公的書類の発行等



3 経済・生活面の支援



4 公共料金の減免措置等



5 住まいの確保



6 事業経営・農林漁業への支援



本内容は、**令和8年10月9日**時点のもので、今後も
随時更新を行っていきます。



被災状況に応じて支援制度をご案内するサイト 『八代市被災者支援ワンストップセンター』 をご活用ください

被災状況や知りたい分野を選ぶだけで、
利用できる支援制度を簡単に探せます。

ワンストップセンターへの
アクセスはこちら



スマートフォンで二次元コードを
読み取ってください。



八代市被災者支援ワンストップセンター
やつしろ市公式サイト

支援制度

八代市の被災者支援制度をかんたん確認

あなたが利用できる支援をご案内します

罹災証明書がなくても利用できる制度があります。

あなたの状況を選んでください

● 利用できる支援制度を探す

AIに困りごとを相談

おすすめ

✦ 例：地震で家の屋根が壊れました。修理費が心配ですが、
支援制度はありますか。利用できる支援を教えてください。

例：引っ越しをしたい、受給の相談を知りたい、書類が難しい…
子育てのことで相談したい、など

個人情報の入力は、氏名・詳しい住所・電話番号・メールアドレスは入力しないでください。

困りごと
(検索内容)を
入力する

住宅の被害区分

任意



全壊



大規模半壊



中規模半壊



半壊



準半壊



一部損壊



被害程度は
不明

ご自身の
被災状況を選択する

検索したい分野

任意・複数選択可



住まいの確保



経済・生活面の支援



公共料金の減免措置等



公的書類の発行等



事業継続・農林漁業
への支援



相談窓口

検索したい分野を
選択する
(複数選択も可)

世帯の状況

任意・複数選択可



高齢者世帯



障がいのある方



子育て世帯



事業者

困りごとを入力だけでも検索できます。

検索を行う前に「特定状況など任意で、選択するとよりの確な絞り込みになります。記載がなければ「検索の原則は不明」で検索してください。

🔍 AIで検索する支援を探す →

困りごとを入力するか、いずれかの条件を選択してください。

検索ボタンを押す



選択した内容に合った支援制度の一覧が表示されます。
制度の詳細や申請方法は、一覧からご確認ください。



【パソコンからのアクセスはこちら】

https://www.numa.iis.u-tokyo.ac.jp/yatsushiro/yatsushiro_support_db/index.php

目次

被災者対応

災害相談窓口【更新】	1
災害ごみの受入れ【更新】	2
ホテル等への避難	3
公衆浴場の無料入浴支援【更新】	4
災害ボランティアの派遣依頼【更新】	5
災害サポート・レンタカーの貸出	6
(一社)八代青年会議所による水の配達サービス【更新】	7
弁護士による無料法律相談	8
日本弁護士連合会(日弁連)による無料電話相談	8
司法書士による無料法律相談	9

税金・保険料等の減免措置等

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	10
市県民税の減免【更新】	11
固定資産税の減免【更新】	13
国民年金保険料の免除	14

公的書類の発行等

り災・被災証明書の発行	15
熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援	16

住民票等の交付手数料の免除	17
マイナンバーカードの再交付手数料の免除	18
災害に関連する税証明書の手数料の免除【新規】	19

経済・生活面の支援

保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます	20
医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除	21
被災した学用品を配付します	22
被災者生活再建支援制度	23
災害援護資金の貸付	25
生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付【更新】	27
災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金(重傷者)の支給	28
令和8年熊本地震に伴う就学援助制度のご案内【新規】	29

公共料金の減免措置等

水道料金の免除	30
NHK受信料の免除	31
九州電力の電気料金等の特別処置	32
NTT西日本の電話料金等の特別措置	33

住まいの確保

建設型応急住宅(仮設住宅)【更新】	34
自宅敷地内への建設型応急住宅【更新】	36

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	37
住宅の応急修理【更新】	38
住家の緊急修理(ブルーシート展張等)	40
合併処理浄化槽の補助	42
建築士による被災住宅相談会の開設について【新規】	43
建築士による電話相談窓口の開設について	44
水道の宅内配管工事コールセンターの開設	45
被災井戸に関する支援について	46
住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」(一般)	47
建物の解体・撤去について	49

事業経営・農林漁業への支援

農地災害復旧事業	50
営農再開ワンストップ窓口	51
早期の営農再開に向けた支援【更新】	52
八代市農業用機械・施設等復旧支援事業(R8熊本地震)【更新】	54
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」	55
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	56
緊急時短期資金保証制度	57
金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)	58
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和8年熊本地震分))	59

小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)	60
雇用調整助成金(令和8年熊本地震の災害に伴う特例措置)	61
八代商工会議所・八代市商工会による「特別相談窓口開設」【更新】	62
くまもと事業者再出発支援補助金【新規】	63
小規模事業者持続化補助金<一般型 災害支援枠(令和8年熊本地震)>【新規】	64
中小企業者事業再建支援利子補給事業(令和8年熊本地震)【新規】	65

被災者対応

制度の名称	災害相談窓口【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎1階会議室D】 住所：八代市松江城町1-25 開設時間：平日（月～金）9：00～12：00／13：00～17：00 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。 なお、外国語（22言語）での相談も可能です。 あわせて、外国人市民向けに市ホームページでの情報発信を行っております。 (https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326780/index.html) □災害に関する外国人市民向け相談会 「外国からきた みなさんのための そうだん会」 日時：10月18日（日）11：00～13：00 場所：JA やつしろ西部購買センター 住所：熊本県八代市古閑浜町 3602-2
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	災害相談窓口 TEL：33-4452 外国語での相談及び外国人向け相談会（国際課） TEL：33-6846

制度の名称	災害ごみの受入れ【更新】																			
支援の種類	サービス等																			
制度の内容	令和8年熊本地震により八代市で発生した災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。 ＜受入場所・期間＞ 八代市水処理センター西側（新港町3丁目1番地） 12月末まで ※受入休止日：毎週木曜日 八代市鏡支所（鏡町内田453番地1） 12月末まで ※受入休止日：毎週水曜日、土曜日 八代市北新地グラウンド（鏡町北新地1205番地） 12月末まで ※受入休止日：毎週月曜日 ＜受入時間＞ 午前： 9時～11時30分 午後：13時～16時 ＜受入品目＞ <table><tr><td>ガラス・陶磁器くず</td><td>コンクリートがら</td><td>瓦</td><td>木くず</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>家具類（※1）</td><td>たたみ</td><td>布団類</td></tr><tr><td>小型家電</td><td>家電リサイクル4品目（※2）</td><td>金属くず</td><td>石膏ボード</td></tr><tr><td>スレート</td><td>サイディング</td><td></td><td></td></tr></table> （※1）タンス等の中は空にしてください。 （※2）4品目はエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。冷蔵庫等の中は空にしてください。 ※状況により変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。				ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず	廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類	小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード	スレート	サイディング		
ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら	瓦	木くず																	
廃プラスチック	家具類（※1）	たたみ	布団類																	
小型家電	家電リサイクル4品目（※2）	金属くず	石膏ボード																	
スレート	サイディング																			
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方																			
注意事項	・必ず分別してお持ち込みください。 ・受入れは、八代市で発生した地震に伴う災害ごみに限ります。 ・今回の地震に関係しないごみ（便乗ごみや生ごみ）や産業廃棄物は固くお断りします。 ・身分証（免許証・マイナンバー等）とり災証明書または被災証明書（写し可）（※1）をご提示ください。 （※1）り災証明書等の原本がお手元に届いていない方は、り災証明書受付票、もしくはオンライン申請完了メール（AUで始まる受付番号）を提示下さい ・搬入を依頼される場合は、委任状（任意様式）をご準備ください。 ※委任状には次の内容を記入してください。 （搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可） （1）災害ごみ発生の世帯住所 （2）処理を委任した人の氏名 （3）仮置場にきた人の住所・氏名																			
お問い合わせ先	循環社会推進課（エコエイトやつしろ） TEL：34-1997																			

制度の名称	ホテル等への避難
支援の種類	サービス等
制度の内容	避難所や被災住宅等での避難生活が長期化する中、避難されている方の心身の負担を少しでも軽減し、安心して過ごしていただけるよう、熊本県では「ホテル等への避難」を実施しています。 <u>1. 避難先</u> 国・県が確保するホテル等（状況によっては県外になる等ご希望に添えない場合があります）。 <u>2. 費用</u> ホテル等の宿泊費は、原則として公費負担となります。 ただし、食費、宿泊税、入湯税等は、自己負担となります。 <u>3. 移動</u> ホテル等が送迎車を準備する場合等を除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。ご自身での移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。 <u>4. 期間</u> 八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受け入れ可能な期間（状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、予めご了承ください）。 <u>5. 申込フォーム</u> 下記の注意事項を含めてご理解いただき、同意したうえで QR コードから申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。 
活用できる方	被災され、ホテル等への避難を希望される方
注意事項	・通常の宿泊施設としてのサービスを保証するものではありません。例えば、リネンの交換等も一定期間ごとにご自身で行っていただくことや、食事は原則ご自身での調達になります。 ・ホテル内には直接的な看護や介護サービスはありません。身の回りのことでご家族等の介助を受けている方はご支援いただける方と一緒に宿泊をお願いします。 ・滞在中のホテル等の周辺での移動費も自己負担になります。 ・ホテル等避難を行う際は、携帯電話やラジオ等、情報収集が可能な機器を持参するようにお願いします。 ・宿泊開始後の健康観察のため、熊本県や関係機関と申込情報を共有し、電話等の連絡のほか、必要に応じて訪問等を行わせていただくことがあります。 ・申込内容に虚偽がある場合を含め、不適切と認められる申込等については、全額返金を求めるなど、必要な処置を取らせていただきます。
お問い合わせ先	熊本県ホテル等避難コールセンター TEL：0120-325-327（9:30～17:30） 八代市健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援【更新】												
支援の種類	サービス等												
制度の内容	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方に限り、協力公衆浴場を無料で利用することができます。 ・身分証（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）をお持ちください。 ・公衆浴場の受付で、身分証等を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただきます。 ・石鹸、タオル等の入浴に必要なものをご持参ください。 【実施施設（協力施設）】 <table border="1"> <tr> <td>日奈久温泉センター ばんぺい湯</td><td>日奈久中町 316 Tel 38-0617 営業時間：10:00 ~ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日</td></tr> <tr> <td>坂本憩いの家 元湯</td><td>坂本町鶴喰 893 Tel 45-8820 営業時間：12:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日</td></tr> <tr> <td>東陽交流センター せせらぎ</td><td>東陽町南 1051-1 Tel 65-2112 営業時間：10:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日</td></tr> <tr> <td>さかもと温泉センター クレオン</td><td>坂本町川嶽 1091 Tel 45-8814 営業時間：10:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日</td></tr> <tr> <td>八代温泉 さくらの湯</td><td>川田町西 505 Tel 39-1000 営業時間：10:00~20:00 休館日：なし</td></tr> <tr> <td>市外の実施施設 （協力施設）</td><td>熊本県ホームページを ご確認ください→ </td></tr> </table> ※施設の都合で臨時休館や営業時間等が変更になる場合があります。 各施設のホームページ等でご確認ください。 ※自家用車など移動手段をお持ちでない方を対象とした、無料送迎バスによる入浴支援を実施しています。詳しくは、避難所に掲示しているポスターをご確認ください。（地域政策課 Tel：33-4168）	日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 Tel 38-0617 営業時間：10:00 ~ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日	坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 Tel 45-8820 営業時間：12:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日	東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 Tel 65-2112 営業時間：10:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日	さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 Tel 45-8814 営業時間：10:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日	八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 Tel 39-1000 営業時間：10:00~20:00 休館日：なし	市外の実施施設 （協力施設）	熊本県ホームページを ご確認ください→ 
日奈久温泉センター ばんぺい湯	日奈久中町 316 Tel 38-0617 営業時間：10:00 ~ 20:00 ※湯量不足により時間前に終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日												
坂本憩いの家 元湯	坂本町鶴喰 893 Tel 45-8820 営業時間：12:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週火曜日												
東陽交流センター せせらぎ	東陽町南 1051-1 Tel 65-2112 営業時間：10:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週水曜日												
さかもと温泉センター クレオン	坂本町川嶽 1091 Tel 45-8814 営業時間：10:00~20:00（受付は 19:30 まで） 休館日：毎週木曜日												
八代温泉 さくらの湯	川田町西 505 Tel 39-1000 営業時間：10:00~20:00 休館日：なし												
市外の実施施設 （協力施設）	熊本県ホームページを ご確認ください→ 												
活用できる方	避難所で生活されている方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方												
注意事項	利用できる協力公衆浴場や利用条件は、復興状況に応じて変更されますので、協力公衆浴場に行かれる前に、必ず市ホームページを確認してご利用ください。 市ホームページ→ 												
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） Tel：33-4003												

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼【更新】
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次住居の後片づけなどの支援活動を行っています。 活動拠点：鏡総合グラウンド（鏡町両出 1430） 災害ボランティアセンターホームページ →  【ボランティアの支援をお願いしたい方（被災された方）】 支援内容：家屋内の後片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬 対応できないもの：空き家、店舗（店舗兼住宅は要相談） ※危険を伴う依頼などには対応できないことがあります。 派遣のご依頼は、お電話にてお申込みください。 受付時間：9時～16時 《二重受付専用電話》電話番号のおかけ間違いにご注意ください 080-5065-9461 080-5065-9219 080-5066-9189 080-5068-9506 【ボランティア活動に参加したい方】 災害ボランティアセンターホームページの活動予約フォームからお申込みください。 《ボランティア専用電話》 080-5065-9144（9時～16時） 時間外問合せ 16時～17時15分 070-4798-9182 080-5799-8422
活用できる方	被災されボランティアによる住居の後片づけなどをご希望される方
注意事項	社協 Facebook もご参考ください → 
お問い合わせ先	八代市災害ボランティアセンター 上記の専用電話におかけください

制度の名称	災害サポート・レンタカーの貸出
支援の種類	現物貸与
制度の内容	日本カーシェアリング協会では、令和8年熊本地震で被災された方、支援活動を行う団体を対象に、車の無償貸出支援「災害サポート・レンタカー」を実施しています。 当協会のご協力のもと、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施することとなりました。 利用いただくためには、事前の申し込みが必要です。 【実施期間】 8月10日（月曜日）から12月25日（金曜日）まで ※無料貸出 【貸出車両】 軽トラック、軽バン（合計3台） ※車両は確保でき次第追加予定です。 【貸出期間】 最長3日間（実施期間中であれば、何度でも利用可能） 【貸出条件】 （1）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー、写真可） （2）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （3）被災の証明（り災・被災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真等） 【貸出・鍵受渡し窓口】 千丁支所（千丁町新牟田1502-1） 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 【申し込み・お問合せ】 完全予約制です。申し込みフォーム（上記二次元バーコード）または電話でお申し込みください。 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日です。 
活用できる方	令和8年熊本地震により被災された方、支援活動を行う団体 ※ 被災された方を優先します。
注意事項	長期貸出（最長14日間）は熊本市内の拠点でのみ実施されています。 ご希望の方は別途お申し込みください。
お問合わせ先	日本カーシェアリング協会 専用電話番号：050-5799-4740 受付時間：10時～16時 ※定休日は水曜日、日曜日、祝日

制度の名称	(一社) 八代青年会議所による水の配達サービス【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震にあわれた方へ、一般社団法人八代青年会議所が、連絡を受けて支援物資を配達するサービス。 電話で依頼をお受けします。 必要な方に、必要なものを、心を込めてお届けします。 【利用できる方】 水が出ないお宅に限ります。 (水が出ても濁りがある、泥水が出る場合は対象になります) ※詳しくは、下記「活用できる方」をご参照ください。 【提供できる物資】 ・生活用水(トイレなどに使用する水) ※食料品・生活用品などの物資配送は <u>8月31日(月)をもって終了</u>しました。 ※飲料用の水の物資配送は <u>9月30日(水)をもって終了</u>しました。 ※水の確保状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
活用できる方	水が出ないお宅で以下に該当する方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・お車をお持ちでない方 ・身体的な理由により、水を運ぶことが難しい方 ・市内・近所に、ご家族や支援をお願いできる方がいない方 ・その他、ご自身で水を確保・運搬することが難しい方 ※ご家族・ご親族・ご近所の方などをお願いできる場合は、まず身近な方への協力依頼をお願いいたします。
注意事項	・配達エリアは八代市・氷川町限定とさせていただきます。 ・配送には時間がかかります。当日の配送も難しい場合があります。
お問い合わせ先	(一社) 八代青年会議所 TEL: 0965-32-7063 (10:00~16:00) 市のホームページはこちら→ 

制度の名称	弁護士による無料法律相談
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県弁護士会による無料法律相談が開催されます。 予約不要ですので、お気軽にご相談ください。 <u>※災害関連の相談をお受けします。</u> 期日：9月3日（木曜日）から毎週木曜日（祝日を除く） ※当面の間 時間：10時～12時（相談時間は1組あたり30分） 場所：市役所本庁舎2階 市民相談室 ※受付順 市民相談室内で受付をされた順番に整理券をお配りします。 市民相談室は午前9時から開きますので、それ以降に受付をお願いします。
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民活動政策課（本庁舎5階） Tel：33-4482

制度の名称	日本弁護士連合会（日弁連）による無料電話相談
支援の種類	サービス等
制度の内容	日本弁護士連合会（日弁連）による電話での熊本地震に関する無料法律相談が行われています。 電話相談 日弁連による電話相談を下記のとおり実施されています。 実施期間：11月30日（月）まで 電話番号：0120-254-994 受付時間：平日10時～12時／14時～16時
活用できる方	令和8年熊本地震で被災され、法律相談を希望される方
注意事項	—
お問い合わせ先	日本弁護士連合会 人権第2課 03-3580-9508

制度の名称	司法書士による無料法律相談
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被災された方に法的支援を行うため、熊本県司法書士会による無料法律相談が開催されます。 予約不要ですので、お気軽にご相談ください。 <u>※災害関連の相談をお受けします。</u> 期日：8月26日（水曜日）から毎週水曜日（祝日を除く） ※終了時期未定 時間：13時～16時（相談時間は1組あたり30分） 場所：市役所本庁舎2階 市民相談室 ※受付順 市民相談室内で受付をされた順番に整理券をお配りします。
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民活動政策課（本庁舎5階） Tel：33-4482

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免						
支援の種類	減免						
制度の内容	地震により被害を受け、下記の基準に該当する被保険者は、令和8年度7月分～3月分の令和8年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します。 【基準】 ① 居住する住宅に損害を受けた世帯（申請は不要です） <table border="1"> <tr> <th>損害の程度</th><th>減額または免除の割合</th></tr> <tr> <td>全壊</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>半壊、中規模半壊、大規模半壊</td><td>2分の1</td></tr> </table> ② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病等を負った世帯 ③ 主たる生計維持者などの行方が不明となった世帯 ④ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれる世帯 ※②～④の減免額等について詳しくは市HPで確認ください。 【申請】 - 基準①に該当する世帯は、申請は不要です。り災証明書の損害の程度に基づき減免します。 - 基準②～④のいずれかに該当する世帯は、減免の申請が必要です。 ※複数の基準に該当する場合、①～④の減免額が大きいものをいずれか一つ適用します。 【受付期間】 令和8年9月14日（月）～令和9年3月31日（水） 【受付場所】 市役所本庁舎1階 国保ねんきん課、介護保険課 各支所地域振興課	損害の程度	減額または免除の割合	全壊	全部	半壊、中規模半壊、大規模半壊	2分の1
損害の程度	減額または免除の割合						
全壊	全部						
半壊、中規模半壊、大規模半壊	2分の1						
活用できる方	基準に該当する - 八代市国民健康保険の被保険者 - 熊本県後期高齢者医療制度の被保険者 - 八代市介護保険の被保険者						
注意事項	—						
お問い合わせ先	【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】 国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113 【介護保険料】 介護保険課（本庁舎1階） TEL：32-1175						

制度の名称	市県民税の減免【更新】															
支援の種類	減免															
制度の内容	今回の地震により被害を受け、下記の基準に該当する方は、令和8年7月28日以降に納期を迎える令和8年度の市・県民税を減免します。令和8年度の市・県民税が減免される割合は、以下のとおりです。 <制度内容> ① 損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例 ※り災証明の申請をもって減免申請とみなすため、申請は不要です。 令和8年熊本地震により居住する住宅に被害があった世帯の構成員は、令和8年度の市・県民税が減免となる可能性があります。 令和7年中の合計所得金額と損害の程度によって減免の可否及び減免率が異なります。 <table><tr><th rowspan="2">令和7年中の合計所得金額</th><th colspan="2">損害の程度</th></tr><tr><th>半壊、中規模半壊、大規模半壊</th><th>全壊</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>2分の1</td><td>全部</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></table>		令和7年中の合計所得金額	損害の程度		半壊、中規模半壊、大規模半壊	全壊	500万円以下	2分の1	全部	750万円以下	4分の1	2分の1	1,000万円以下	8分の1	4分の1
	令和7年中の合計所得金額	損害の程度														
		半壊、中規模半壊、大規模半壊	全壊													
	500万円以下	2分の1	全部													
	750万円以下	4分の1	2分の1													
	1,000万円以下	8分の1	4分の1													
	② 納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分 令和8年熊本地震により所有する住宅（所有者本人は居住せず、扶養する親族が居住する住宅に限ります）又は家財が被害を受けた場合、令和8年度の市・県民税が減免となる可能性があります。 令和7年中の合計所得金額と損害の程度によって減免の可否及び減免率が異なります。 <table><tr><th rowspan="2">令和7年中の合計所得金額</th><th colspan="2">損害の程度</th></tr><tr><th>10分の3以上10分の5未満</th><th>10分の5以上</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>2分の1</td><td>全部</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></table>		令和7年中の合計所得金額	損害の程度		10分の3以上10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1	全部	750万円以下	4分の1	2分の1	1,000万円以下	8分の1	4分の1
	令和7年中の合計所得金額	損害の程度														
		10分の3以上10分の5未満	10分の5以上													
	500万円以下	2分の1	全部													
750万円以下	4分の1	2分の1														
1,000万円以下	8分の1	4分の1														
<対象となる税額> 【令和8年7月28日以降に納期を迎える市・県民税】 ・特別徴収…7月分（納期限：令和8年8月10日（月））以降の税額 ・普通徴収…第2期（納期限：令和8年8月31日（月））以降の税額																
<申請受付> 申請期間：令和8年11月4日（水）～令和9年3月31日（水） 受付時間：9：00～16：00																

	<申請場所> 本庁舎 2 階 市民税課窓口（13 番） <申請に必要な書類>※近日中に HP 上で公開します。 【②を申請される方のみ】 ・市民税県民税減免申請書 ・市税の減免申請について（注意事項） ・住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類 ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ・被害を受けた家財の明細書 ・家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ※家財の範囲 納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいうものとし、書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるものは含まれません。 【家財の対象外となる動産】 ・固定資産税において家屋の一部として評価している動産（給湯器、水道用ポンプ等） ・自家用車、バイク等の屋外で使用する動産
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎 2 階） TEL：33－4107

制度の名称	固定資産税の減免【更新】																																		
支援の種類	減免																																		
制度の内容	令和8年熊本地震により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、7月28日以降に納期限が到来する令和8年度の固定資産税の税額を減免します。 <table><tr><th>資産区分</th><th>損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td rowspan="3">家屋</td><td>全壊のとき</td><td>全部</td></tr><tr><td>大規模半壊のとき</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>中規模半壊・半壊のとき</td><td>10分の4</td></tr></table> <u>家屋の損害において必要な申請書類</u> (1) 住家の場合 申請は不要です。居住する住宅に被害を受けられた場合は、罹災証明書の被害の程度に基づき減免します。 (2) 住家以外の場合 ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 ・家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書 <table><tr><th>資産区分</th><th>損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td rowspan="4">土地</td><td>当該土地の面積の8/10以上</td><td>全部</td></tr><tr><td>当該土地の面積の6/10以上8/10未満</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>当該土地の面積の4/10以上6/10未満</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>当該土地の面積の2/10以上4/10未満</td><td>10分の4</td></tr></table> ※地盤が崩壊した土地や岩石等が大量に流入した土地が対象 <u>土地の損害において必要な申請書類</u> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 <table><tr><th>資産区分</th><th>損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td rowspan="4">償却資産</td><td>全壊、流失、埋没等による除却</td><td>全部</td></tr><tr><td>10分の6以上</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>10分の4以上10分の6未満</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>10分の2以上10分の4未満</td><td>10分の4</td></tr></table> <u>償却資産の損害において必要な申請書類</u> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 ・償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書 ・償却資産申告書の控え (次ページへ続く)	資産区分	損害の程度	減免の割合	家屋	全壊のとき	全部	大規模半壊のとき	10分の6	中規模半壊・半壊のとき	10分の4	資産区分	損害の程度	減免の割合	土地	当該土地の面積の8/10以上	全部	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の8	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の6	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の4	資産区分	損害の程度	減免の割合	償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部	10分の6以上	10分の8	10分の4以上10分の6未満	10分の6	10分の2以上10分の4未満	10分の4
資産区分	損害の程度	減免の割合																																	
家屋	全壊のとき	全部																																	
	大規模半壊のとき	10分の6																																	
	中規模半壊・半壊のとき	10分の4																																	
資産区分	損害の程度	減免の割合																																	
土地	当該土地の面積の8/10以上	全部																																	
	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の8																																	
	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の6																																	
	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の4																																	
資産区分	損害の程度	減免の割合																																	
償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部																																	
	10分の6以上	10分の8																																	
	10分の4以上10分の6未満	10分の6																																	
	10分の2以上10分の4未満	10分の4																																	

	<対象となる税額> 【7月28日以降に納期を迎える令和8年度分の固定資産税】 ・第2期（納期限：令和8年7月31日）以降の税額 <申請期間> 令和8年10月19日（月）～ 令和9年3月31日（水） <受付場所> 本庁舎2階：資産税課 ※非住家の家屋及び償却資産については、オンライン申請を準備中です。
活用できる方	令和8年熊本地震により所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	資産税課（本庁舎2階） TEL：33-4108

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎1階）または八代年金事務所へお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4105 八代年金事務所 TEL：35-6123

公的書類の発行等

制度の名称	り災・被災証明書の発行
支援の種類	証明書
制度の内容	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きに必要となる、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行します。 なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 オンライン申請を受け付けていますので、ぜひご利用ください。 【オンライン申請】 令和8年8月3日（月曜日）13時～  （申請フォーム）  （ホームページ記事） 【窓口申請】 ○受付開始：令和8年8月10日（月曜日） ○受付時間：閉庁日を除く9時～16時 ○開設窓口：本庁1階多目的ホール、各支所、日奈久出張所 ※保険請求やり災証明書等の申請に必要な「被害写真」の撮影を必ず行ってください。また、トラブル防止のため、必ず、保存しておいてください。 （り災証明書の発行にあたり現地調査を行う場合は、写真添付の必要はありません。）
活用できる方	令和8年熊本地震により住家に被害を受けた方
注意事項	代理人による申請は、窓口申請、オンライン申請ともに可能ですが、免許証などにより、代理人の本人確認を行います。（委任状は不要です。）
お問合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援
支援の種類	証明書
制度の内容	熊本県行政書士会では、令和 8 年熊本地震で被災された方を対象に、「り災証明書」の申請を無料で支援します。 【支援内容】 ○スマートフォンやパソコンを利用したオンライン申請について、入力方法、必要書類・写真の準備などのサポート ○高齢、病気・けが、避難等の事情によりご本人による申請が困難な場合には、個別の状況を確認したうえで、必要に応じて書類作成から提出までの代理申請 ※相談・申請サポート費用はすべて無料です。 【相談受付開始】 令和 8 年 8 月 14 日（金曜日） 【申請支援開始】 令和 8 年 8 月 25 日（火曜日）から ※受付状況等により変更となる場合があります。
活用できる方	(1) 避難所に避難しており交通手段がない方 (2) 高齢等の理由で一人で役所へ出向くことが難しい方 (3) 病気やけが等で役所へ出向くことができない方 (4) ご家族による代理申請が難しい方 (5) オンライン申請や必要書類・写真等の準備に不安がある方 (6) その他、申請手続きにお困りの方
注意事項	—
お問い合わせ先	【実施団体】熊本県行政書士会 災害対策本部 【相談受付電話】096-237-7373 【相談受付時間】午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (土・日・祝日も受付)

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 (1) 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2) 印鑑登録証明書の交付 (3) 住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 (1) り災証明書又は被災証明書 (2) 本人確認ができるもの (3) 地震災害に関連する手続きとして、必要なことが確認できる書類 ※(3)の書類は、【対象となるお手続き】の(2)と(3)の場合のみ
活用できる方	(7) 令和8年7月28日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方 (8) 災害に関する手続きに使用する方
注意事項	・ 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きには、登録する印鑑が必要です。また、再交付には数日要する場合があります。 ・ 代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・ コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

制度の名称	マイナンバーカードの再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和8年熊本地震により被害を受けられた方を対象に、次のとおりマイナンバーカードの再交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所 【手続き方法】 窓口で申請される際、以下の書類を提示してください。 (1) り災証明書又は被災証明書 (2) 本人確認ができるもの ・ 1 点でよいもの：運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・ 2 点必要なもの：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、こども医療費受給資格者証、年金手帳など
活用できる方	令和8年7月28日以前にマイナンバーカードの交付を受けられた方で、令和8年熊本地震により紛失等をされた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

制度の名称	災害に関連する税証明書の手数料の免除【新規】
支援の種類	免除
制度の内容	り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。 ＜対象になる税証明書＞ ・所得課税証明書 ・資産証明書 ・納税証明書 【証明書の交付窓口】 ・証明書発行窓口（本庁舎1階） ・市民税課（本庁舎2階） ・各支所地域振興課 ・日奈久出張所
活用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。 ・資産証明書については本人以外の方、所得課税証明書・納税証明書については、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

経済・生活面の支援

制度の名称	保険証等がなくても、介護サービスの利用や医療機関等を受診できます
支援の種類	介護保険、医療
制度の内容	介護保険証、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も、介護サービス事業所や医療機関等において、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を申し立てることにより、利用・受診できます。 また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。 【公費負担医療の受給者証等の例】 ○被爆者健康手帳 ○結核患者に対する医療に係る患者票 ○指定難病医療受給者証 ○特定疾患医療受給者証 ○肝炎治療特別促進事業受給者証 - 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 ○児童福祉療育券 ○小児慢性特定疾病医療受給者証 ○未熟児養育医療に係る養育医療券 ○生活保護に係る診療依頼書 ○医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証 ○自立支援医療受給者証 ○水俣病関係手帳 など
活用できる方	介護サービスの利用や医療機関等を受診される被災者
注意事項	—
お問い合わせ先	<介護サービス利用> 介護保険課（本庁舎1階） TEL：33-4145 <医療機関受診> 国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113

制度の名称	医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス利用料の免除
支援の種類	医療保険診療、介護保険サービス、障害福祉サービス
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被災された方で、以下の要件に該当する場合、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料、障害福祉サービス等の利用料が免除されます。 ※免除できるのは、利用料のみです。食費、居住費等の自己負担分については、支払いが必要となります。 【対象となる方】 次のいずれかに該当する方 (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。 (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方 (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【適用期間】 令和 8 年 11 月利用分まで ※該当する方は、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等の窓口でその旨をご申告ください。
活用できる方	医療機関等を受診される方、または、介護保険サービスや障害福祉サービス、障害児通所支援を利用される方のうち上記の対象となる方
注意事項	※被災者の皆様は、マイナ保険証等がなくても医療機関を受診、介護サービスを利用できます。
お問い合わせ先	〈国民健康保険〉国保ねんきん課 TEL：33-4113 〈後期高齢者医療〉国保ねんきん課 TEL：33-4490 〈介護保険〉介護保険課 TEL：33-4145 〈障害福祉サービス〉障がい者支援課 TEL：35-0294

制度の名称	被災した学用品を配付します
支援の種類	現物支給
制度の内容	令和8年熊本地震により被災し、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒を対象に被災した学用品を配布します。 【対象品目】 ①文房具や通学用品（鉛筆・消しゴム・ノート・定規セット、筆箱、傘、運動靴および通学靴、体育服、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、習字セット、絵具セット、裁縫道具セット）※柄や種類は選べません。 ②学校指定の問題集・資料集 ③制服、ランドセル（通学用バッグ） 【申請方法】 在籍の学校を通じて申請 ※り災証明書（写し）の提出が必要 ※り災証明書が取れない場合や被災状況が準半壊・一部損壊の場合は、学用品が使用できなくなったことが分かる写真等の提出が必要
活用できる方	被災により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒
注意事項	・見舞い制度ではないので、一律に文房具類を同数配付することはできません。 ・配付は小学校児童・中学校生徒一人につき1回限りです。
お問い合わせ先	学校教育課（本庁舎4階） TEL：33-6133

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																																																														
支援の種類	給付																																																																														
制度の内容	令和8年熊本地震により被災され、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対して、支援金を支給し生活の再建を支援します。																																																																														
	＜対象となる被災世帯＞																																																																														
	八代市に居住の世帯で、令和8年熊本地震により居住する住宅が全壊した世帯、住宅が半壊し又は敷地等に被害が生じ、やむなく解体する世帯、大規模半壊世帯及び中規模半壊世帯																																																																														
	※被災の程度については、り災証明書の「住家の被害の程度」の判定となります																																																																														
	＜支援金の支給額＞																																																																														
	・基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金																																																																														
	・加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金																																																																														
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>① 基礎支援金</th><th colspan="2">② 加算支援金</th><th>①＋②合計額</th></tr><tr><td rowspan="9">複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>300万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>25万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td rowspan="9">単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">75万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>225万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">37.5万円</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td><td>187.5万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>75万円</td><td>112.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">なし</td><td>建設・購入</td><td>75万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>37.5万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>18.75万円</td><td>18.75万円</td></tr></table>					区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額	複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借	50万円	100万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借	25万円	25万円	単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	補修	75万円	150万円	賃借	37.5万円	112.5万円	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	補修	75万円	112.5万円	賃借	37.5万円	75万円	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円	補修	37.5万円	37.5万円	賃借	18.75万円	18.75万円
	区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①＋②合計額																																																																									
	複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																									
補修				100万円	200万円																																																																										
賃借				50万円	150万円																																																																										
大規模半壊世帯		50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																																										
			補修	100万円	150万円																																																																										
			賃借	50万円	100万円																																																																										
中規模半壊世帯		なし	建設・購入	100万円	100万円																																																																										
			補修	50万円	50万円																																																																										
			賃借	25万円	25万円																																																																										
単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円																																																																										
			補修	75万円	150万円																																																																										
			賃借	37.5万円	112.5万円																																																																										
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円																																																																										
			補修	75万円	112.5万円																																																																										
			賃借	37.5万円	75万円																																																																										
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円																																																																										
			補修	37.5万円	37.5万円																																																																										
			賃借	18.75万円	18.75万円																																																																										
＜申請書類＞																																																																															
基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など																																																																															
加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など																																																																															
※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。																																																																															
※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。																																																																															

	<申請から支給まで> 申請書類は市生活援護課での受付後、熊本県を經由して、本制度の委託機関である「公益財団法人 都道府県センター」に送付されます。同法人において申請書類等の内容の審査を行い、支給額を決定し指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。 ※申請受付から支給まで2～3ヵ月前後かかります。（申請書類等に不備がない場合） <申請期間> 基礎支援金：令和 9年8月27日（災害発生日から13ヵ月以内） 加算支援金：令和11年8月27日（災害発生日から37ヵ月以内） 申請書や必要書類、制度の詳細については、 公益財団法人 都道府県センターホームページをご参照ください。→ 
活用できる方	① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）
注意事項	・自己所有の住宅であっても実際に居住していない場合は対象となりません。 ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸物件に居住していた場合でも、り災判定が中規模以上（半壊は解体した場合）で支給要件に該当する場合は対象となります。 ・借家等の大家は対象となりません。（大家本人が実際に居住している場合は対象となります。） ・住宅部分の罹災判定が半壊以上で、解体世帯として申請する場合、建物全てが解体されていること（全部解体）が必要です。 ・その他の留意事項については、公益財団法人 都道府県センターホームページを参照ください。
お問い合わせ先	生活援護課（本庁舎2階） TEL：33-8722

制度の名称	災害援護資金の貸付																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容	令和8年熊本地震により、世帯主が負傷または住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。 ＜1世帯あたりの貸付限度額＞ <table><tr><th>区 分</th><th>世帯主に負傷がない場合</th><th>世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th></tr><tr><td>家財や住居に損害がない</td><td>—</td><td>150万円</td></tr><tr><td>家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>170万円 （250万円）※1</td><td>270万円 （350万円）※1</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>250万円 （350万円）※1</td><td>350万円</td></tr></table> ※1 被災した住居を立て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の特別の事情がある場合の限度額 ＜貸付条件＞ <table><tr><th>条 件</th><th>内 容</th></tr><tr><td>利率</td><td>年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>3年（特別な事情がある場合は5年）</td></tr><tr><td>償還期限</td><td>10年（据置期間含む）</td></tr><tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td></tr></table>	区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合	家財や住居に損害がない	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1	住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円	条 件	内 容	利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子	据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）	償還期限	10年（据置期間含む）	償還方法	年賦・半年賦・月賦
区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合																								
家財や住居に損害がない	—	150万円																								
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円																								
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1																								
住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円																								
条 件	内 容																									
利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子																									
据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）																									
償還期限	10年（据置期間含む）																									
償還方法	年賦・半年賦・月賦																									
活用できる方	＜対象者＞ 次の（1）および（2）の要件すべてに該当する世帯 （1） 被害を受けた当時、八代市の住民基本台帳に記録のある世帯 （2） 世帯人員ごとの市町村民税における前年の総所得金額が、下表の金額以下の世帯 <table><tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr></table> ※ただし、その世帯の住居が滅失した場合は1, 270万円	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																									
1人	220万円																									
2人	430万円																									
3人	620万円																									
4人	730万円																									
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																									

注意事項	＜申請に必要なもの＞ ・借入申込書 ※保証人を立てる場合は、保証人の記載も必要 ・り災証明書（写し）または被災証明書の（写し） ・世帯主の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、印鑑、預金通帳 ・世帯主の負傷を理由とする場合は、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書 ・住民票謄本 ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・令和８年度（令和７年分）所得課税証明書（世帯員全員分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ・完納証明書又は課税がない証明書（現年度を含む３年度分） ※保証人を立てる場合は、保証人の分も必要 ＜申込期限＞ 令和８年１１月２日（月）
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階） TEL：33-4003

制度の名称	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付【更新】
支援の種類	貸付
制度の内容	令和8年熊本地震により被災された世帯に対して、生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付を行います。  〈貸付対象〉 令和8年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯 〈貸付限度額〉 1世帯につき1回限り。原則として10万円以内。 ただし、以下の場合は、20万円以内。 ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる世帯 〈据置期間〉 貸付けの日から1年以内 〈償還期限〉 据置期間終了後2年以内 〈貸付利子〉 無利子 〈借入申込に必要なもの〉 ・ 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード 等） ・ 申込者の預金通帳またはキャッシュカードなど預金口座がわかるもの 〈貸付金の交付方法〉 ・ 借入申込者が指定する金融機関に送金します。 〈相談・申込み受付〉 時間：午前10時～午後4時まで（土日、祝日除く） 八代市社会福祉協議会 本所（本町 1-9-14） ※現在避難されている所在地の市町村社会福祉協議会でも申込みできます。
活用できる方	令和8年熊本地震により被災された方で、本市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯
注意事項	申込期限 令和8年10月30日（金）
お問い合わせ先	八代市社会福祉協議会 TEL：0965-37-6001

制度の名称	災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金（重傷者）の支給
支援の種類	給付
制度の内容	【災害弔慰金】 令和8年熊本地震により、亡くなられた方（災害関連死を含む）のご遺族に対し弔慰金を支給します。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により亡くなられた方のご遺族の方 〈遺族の範囲・順位〉 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（①から⑤のいずれの方もいない場合で、かつ、亡くなった死亡当時、同居又は同一生計に限る。） 〈支給額〉 亡くなった方が ・生計維持者の場合 500万円 ・生計維持者以外の場合 250万円 【災害障がい見舞金】 令和8年熊本地震により、心身に重度の障がいを受けられた方に対し見舞金を支給します。 〈対象者〉 令和8年熊本地震により下記の障害を受けられた方 ※医師の診断書が必要です 1. 両目が失明した方 2. 咀嚼及び言語の機能を廃した方 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 5. 両上肢をひじ関節以上で失った方 6. 両上肢の用を全廃した方 7. 両下肢をひざ関節以上で失った方 8. 両下肢の用を全廃した方 9. 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が各前号と同程度以上と認められる方 〈支給額〉 上記の障がいを負った方が ・生計維持者の場合 250万円 ・生計維持者以外の場合 125万円 【災害見舞金（重傷者）】 <u>災害による重傷者に対し見舞金を支給します。</u> <u>〈対象者〉 地震等による被害または火災等による被害により負傷し、1 か月以上の入院治療を要する見込みのもの</u> <u>〈支給額〉 重傷を負った方が</u> ・世帯で1人の場合 3万円 ・同一世帯内で2人以上の場合 5万円 ※お尋ねやご不明な点は、事前にご相談ください。
活用できる方	令和8年熊本地震により、上記の対象者に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	令和 8 年熊本地震に伴う就学援助制度のご案内【新規】		
支援の種類	給付		
制度の内容	令和 8 年熊本地震の影響で家屋に被害を受けたり、休業・離職せざるを得なくなったことにより家計が急変し、経済的に就学が困難な状況となった小中学生の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。		
		小学校	中学校
	学用品費等 (7～3月分)	1 年： 9,923 円 2～6 年： 11,625 円	1 年： 18,780 円 2～3 年： 20,483 円
	校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費（援助対象として認められるもの）：上限あり	
	修学旅行費	実費（援助対象として認められるもの）	
	学校給食費	実費	
	通学費	実費（片道の通学距離が小学生 4km 以上、中学生 6km 以上で、公共交通機関を利用して通学）：校区外通学を行っているものを除く	
	医療費	実費	
活用できる方	(1) 被災により主たる家計維持者が死亡した世帯 (2) り災証明書の住家の被害の程度が、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかである世帯 (3) 被災により、休業、離職、売上の減少により収入が著しく減少し、減収後の収入が生活保護法の要保護世帯またはそれに準ずる程度に困窮していると認められる世帯		
注意事項	在籍校を通じて申請してください。		
お問い合わせ先	学校教育課（本庁舎 4 階） Tel：33－6133		

公共料金の減免措置等

制度の名称	水道料金の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和 8 年熊本地震により発生した断水の影響を踏まえ、令和 8 年 7 月分及び 8 月分の水道料金を全額免除します。 ＜対象月＞ ・ 7 月使用分（8 月請求分） ・ 8 月使用分（9 月請求分） ＜申請方法＞ 免除に係る<u>申請は不要</u>です。
活用できる方	上水道をご利用の方
注意事項	今回の地震により水道の使用を中止される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。 使用中止のご連絡がない場合は、ご使用がなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。
お問い合わせ先	○ 水道局または上下水道お客様センター 水道局（本庁舎 5 階） TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道）（本庁舎 2 階） TEL：32-7194 ○ 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049

制度の名称	N H K 受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 <災害救助法が適用されている区域> 八代市全域 <免除の対象> 半壊、半焼以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 <免除期間> 令和8年7月から令和8年12月まで（6か月分） ■免除には申請が必要です <申請に必要な書類> ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※申請書はNHKのホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ <申請書類のお送り先> 〒213-8790 神奈川県川崎市高津区久本 3-5-7 NHK 溝口事務センター 災害免除担当 宛 
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

制度の名称	九州電力の電気料金等の特別処置
支援の種類	免除
制度の内容	令和８年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します。 （電気料金の支払い期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施します。） ＜特別措置の対象市町村＞ 災害救助法が適用された市町村 ＜特別措置の内容＞ 1. 電気料金の支払期日の延長 2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除 3. 工事費負担等の免除 4. 基本料金の免除 ＜特別措置の申し込み＞ この特別措置の適用を希望されるお客さま、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。
活用できる方	住居等に被害を受けられたお客さま
注意事項	お申込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体により発行される「罹災証明書」などを提出していただきます。
お問い合わせ先	お問合せ先は、九州電力ホームページを参照ください。 https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260729-1.html 

制度の名称	NTT西日本の電話料金等の特別措置
支援の種類	免除等
制度の内容	令和8年熊本地震により被災及び避難されたお客さまに対する電話料金等について特別措置を行います。 ＜特別措置の内容＞ 1. 電話サービス及び電話サービス以外の電気通信サービスの基本料金等の免除 ※「避難指示」等により電話が使用できなかった場合、お客様からの申し出に基づき、その期間の基本料金等を無料とします。 2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い ※フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。 3. ご利用料金の支払期限の延長 ※利用料金を「請求書」にてお支払いいただいている場合、お客様からのお申し出に基づき、支払期限を請求書に記載の日付より1ヶ月延長します。 4. 移転工事費の無料化 ※被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を、お客様からの申し出に基づき無料とします。
活用できる方	NTT 西日本の電話サービスをご利用中の方 ※電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。
注意事項	詳細な内容は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
お問い合わせ先	＜特別措置の問い合わせ・申し込み＞ ●熊本地震 専用受付窓口 フリーアクセス：0120-602776 受付時間：午前9時～午後5時 土日年始（12月29日～1月3日）を除く （注）光コラボレーション事業者のサービスをご利用中のお客さまにおかれましては、ご契約先の事業者さまへお問い合わせください。 ●その他 故障・修理に関するお問い合わせについて 携帯電話から 0120-444113 加入電話から 113 ※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話または SMS 等でご対応いたします。 令和8年熊本地震により被災されたお客さまに対する電話料金等の取り扱い https://www.ntt-west.co.jp/newscms/kumamoto_info/15430/1_20260824.pdf 

住まいの確保

制度の名称	建設型応急住宅（仮設住宅）【更新】
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、建設した仮設住宅を提供する制度です。 【重要】<u>り災証明書により、住家の被害状況を確認します。り災証明書の発行がまだの方は、住家の外観の写真（建物の傾斜や基礎の損壊などが分かるよう撮影）をお持ちいただき、窓口でご相談ください。</u> 一次募集で入居できず、今回の二次募集を申し込まれる方は、住宅課へ希望する団地をご連絡ください。（申請書の再提出は不要です） 仮設住宅の申込み窓口は、市役所1階会議室Bです。 団地名：植柳上仮設団地、沖町仮設団地 申込期間：10月1日（木）～10月16日（金） 9:00～12:00 13:00～16:00 （土曜休み、日曜・祝日開設） 団地名：がめさん公園内仮設団地、古城町仮設団地、鏡わかあゆ仮設団地 申込期間：10月7日（水）～10月20日（火） 9:00～12:00 13:00～16:00 （土曜休み、日曜・祝日開設） オンライン（LOGOフォーム）での申し込み お手持ちのスマートフォン等で以下のQRコードを読み取り、専用フォームからお申し込みください。 ※「り災証明書」や「本人確認証」などの必要書類は、スマートフォンで撮影した写真データをフォーム内でアップロード（添付）して提出ください。  （URL）https://logoform.jp/form/zis6/1824392
活用できる方	（1）～（5）全ての要件にあてはまる方が対象となります。

	(1) 令和8年7月28日時点で、八代市に居住する方 (2) 1～4のいずれかを満たす方 1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方 2. 住家が「半壊」(「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。)であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方 3. 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方 4. その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方 (3) 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方 (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方 (5) 暴力団員でない方
注意事項	・ 先着順ではありません。入居には一定の要件があります。 ・ 入居期間は、最長2年間です。 ・ 住宅の応急修理制度との併用はできません。 ・ 駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	自宅敷地内への建設型応急住宅【更新】
支援の種類	現物給付
制度の内容	作物や家畜の管理等の生業やその他の事情により、自宅に居住する必要がある方に、自宅敷地内に仮設住宅を設置できる場合があります。 ＜申請受付・相談窓口＞ 募集は9月25日で終了しています。 相談は、随時、受付けています。 日 時 10月1日（木）～ 9:00～12:00 13:00～16:00 （土曜休み、日曜・祝日開設） 場 所：市役所1階会議室B
活用できる方	【主な要件】 ・住宅が「全壊」、または「半壊」以上で、やむを得ず解体を行う方 ・農業、畜産業等の生業や、その他の事情により、自宅敷地内での居住が必要な方 ・自宅敷地内に仮設住宅を設置できる要件を満たす方（例：敷地が接している道路幅が4m以上、搬入経路が確保できる等）
注意事項	※ご相談（申込）後、改めて聞き取りと現地調査を行い、個別の事情を確認したうえで、仮設住宅の設置を判断します。 ※入居期間は、原則として2年間です。 ※設置、撤去は公費負担、光熱費等は入居者の負担です。
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）
支援の種類	現物貸与
制度の内容	令和8年熊本地震により、住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、民間賃貸住宅を提供する制度です。 <条件> 賃貸する物件の家賃が1か月当たり次の額以下であること。 単身の世帯 月額 5万5千円以内 2人の世帯 月額 6万5千円以内 3～4人の世帯 月額 9万5千円以内 5人以上の世帯 月額 13万円以内 <入居期間> 最長2年間 <申請受付・相談窓口> 受付場所：市役所1階会議室C 受付時間：平日 9時～11時30分／13時～16時30分 ※土日祝日は、事前に住宅課へご連絡ください。
活用できる方	令和8年熊本地震による八代市在住の被災者において、次のいずれかに該当する方 （1）住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない方 （2）住まいが半壊（中規模半壊、大規模半壊含む）であっても、やむを得ず解体を行う方 （3）二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している等、長期に渡り住まいに居住できない方 （4）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方で、半壊以上で修理期間が1カ月を超えることが見込まれる方
注意事項	・ 賃貸型応急住宅を探していることを不動産業者に伝え、物件の紹介を受けてください。 ・ 駐車場代、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・ 応急修理制度を利用される方は、申請手順及び家賃対象時期にご注意ください。 <既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ> ・ 7月28日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者で三者契約を締結することで、入居日に遡って対象になります。（仲介手数料、保険は遡及できません）
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122

制度の名称	住宅の応急修理【更新】								
支援の種類	現物給付								
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（八代市）が支払う制度です。 <修理の範囲> 屋根、外壁、基礎等の修理及び、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位。 <費用の限度額> <table border="1" data-bbox="448 757 1391 943"> <thead> <tr> <th>被害認定</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大・中規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 75万7千円</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 36万7千円</td></tr> <tr> <td>一部損壊</td><td>対象外</td></tr> </tbody> </table> <申請受付・相談窓口> 受付場所：市役所 1 階会議室 C 受付時間：9時～11時30分／13時～15時30分 ※土日祝日のご相談は事前に営繕課までご連絡ください。 <必要書類> - 市役所窓口で記入いただけるもの（市 HP にも様式を掲載） (1)(2) 修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書（様式第 1 号） (3) 資力に関する申出書（様式第 2 号） (4-1) 修理見積書（様式第 3 号） - 事前に準備いただくもの (4-2) 修理業者が作成した詳細な見積書 (5) り災証明書（写） (6) 施工前の被害状況がわかる写真 ※修理業者の口座番号などを事前にご確認ください。 <応急修理制度説明用フォーム> 応急修理制度の説明用フォームを作成しておりますので、活用ください。 	被害認定	限度額	全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円	準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円	一部損壊	対象外
被害認定	限度額								
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 75万7千円								
準半壊	一世帯あたり 最大 36万7千円								
一部損壊	対象外								

活用できる方	り災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 ※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。 ※一部損壊は対象外となります。
注意事項	• 必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 • 事前着工は可能ですが、り災証明書の結果や修理内容によっては、支援を受けられない可能性があります。 • 「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 • 借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎5階） TEL：33-4401

制度の名称	住家の緊急修理（ブルーシート展張等）
支援の種類	助成
制度の内容	令和8年熊本地震により住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対してブルーシートの展張などの緊急修理に対して支援を行います。 【支援費用】 上限56,400円を八代市から修理業者に直接お支払いします。 ※この金額には、ブルーシート、ロープ、土のう等の資材費、修理作業に係る人件費及び事務など修理に必要な一切の経費が含まれます。 【手続きの流れ】 （１）八代市への相談 以下の情報を準備してご相談ください ①被害状況が分かる写真 ※屋根、外壁、建具等の貫通等の損傷があり、降雨があれば浸水を免れないことがわかるもの、または、損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保が必要なことがわかるもの ②予定している工事内容及び修理金額（概算でも可）が分かるもの （２）修理業者への相談 本制度を利用して修理を希望される方は、ご自身で修理業者を選定し、見積書の作成を依頼してください。見積書の作成に時間がかかる場合は、工事内容と概算金額を確認してください。 （３）申込み 以下の書類をご提出ください。 ①緊急修理に関する申込書 ②被害状況報告書（被災状況の写真） ③修理業者の見積書 （４）修理の実施 制度対象と認められた場合、八代市から修理業者へ正式に依頼します。申込者の方には、修理依頼を行った旨を市からご連絡します。

	(5) 完了報告 修理が完了したら、修理業者から八代市へ「工事完了報告書」「修理前後の施工写真」「請求書」が提出されます。 (6) 完了期日 令和8年10月27日まで（完了報告の提出期限） (7) 支払い 完了報告と請求内容に基づき、八代市から直接、修理業者へ費用が支払われます。 【申請受付】 窓口①：建設政策課（本庁舎5階） 受付時間：原則平日の9時から17時 ※閉庁日（土、日、祝日等） 窓口②：1階会議室C（本庁舎1階） 受付時間 原則平日の9時から16時 ※12:00～13:00は窓口①で受付 ※土日、祝日は事前に建設政策課までご連絡ください。
活用できる方	災害発生時に居住していた住家が「準半壊以上（相当）」の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある世帯 ※損傷を受けた住家の写真等をお持ちください。 ※倉庫、物置、駐車場は対象外です。
注意事項	・既に支払いが済んでいる修理への支援はできませんので、<u>必ず事前にご相談ください</u>。 ・修理費用が上限の56,400円を超える場合、差額は申込者（被災者）負担となります。 ・八代市から修理業者への支払は契約処理の都合上、大幅に時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・原則、市内の業者への修理依頼をお願いします。 ・災害に便乗した悪質な修理業者にご注意ください。
お問い合わせ先	建設政策課（本庁舎5階）TEL：33-4116

制度の名称	合併処理浄化槽の補助										
支援の種類	助成										
制度の内容	令和8年熊本地震により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。 従来から補助制度のある単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への更新に加えて、下記の項目について補助事業の拡充を行います。 ＜補助内容＞ （１）被災した合併処理浄化槽の更新（個人住宅に限る） ・家屋の新築・建替に伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助 <table><tr><th>人槽区分</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>332,000 円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>414,000 円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>548,000 円</td></tr></table> ※坂本町管内の個人住宅への設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とします。 ※予算の上限に達した場合は、申請書の受付を終了します。 （２）被災した合併処理浄化槽の改築（機器修理）（個人住宅に限る） 故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助 （例：ブローアの交換、浄化槽本体の補修など） <table><tr><th>補助額</th></tr><tr><td>国に事前協議をして承認を得た額</td></tr></table> ※環境大臣の承認を要することから、改築(機器修理)は着工の30日前までに申請をお願いします。 ＜申請期間＞ 令和9年1月末まで	人槽区分	補助限度額	5人槽	332,000 円	6～7人槽	414,000 円	8～10人槽	548,000 円	補助額	国に事前協議をして承認を得た額
人槽区分	補助限度額										
5人槽	332,000 円										
6～7人槽	414,000 円										
8～10人槽	548,000 円										
補助額											
国に事前協議をして承認を得た額											
活用できる方	下水道処理区域（予定区域を含む）、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和8年熊本地震により合併浄化槽が損傷した方										
注意事項	・申請前に工事を開始された場合は、補助を受けられないことがありますのでご注意ください。 ・事前に点検業者に 既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。 ・申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。										
お問い合わせ先	下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147										

制度の名称	建築士による被災住宅相談会の開設について【新規】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被害を受けられた方を対象に、建築士による住宅の復旧や改修等に関する相談会を開催いたします。 また、住宅の被害状況等に応じて、現地での対面による相談についてもご案内しますので、ぜひご利用ください。 ※事前申込不要 ※被災状況の分かる住宅の写真などをご準備ください。 〈相談例〉 ・家を修理すべきか、建て直すべきか迷っている。 ・どのような修理工事をする必要があるか。 ・住宅の耐震化はどう進めればよいか。 など 〈日時〉 毎週木曜日（令和8年11月までを予定） 開催時間 9:00～12:00、13:00～16:00 〈場所〉 八代市役所 1階会議室C 横ホール 〈実施主体〉 熊本県リフォーム推進協議会、熊本県 熊本県建築士会八代支部、八代市
活用できる方	被災した住宅の所有者等が対象です。※空き家は除きます。
注意事項	当日先着順です。 相談時間は1件当たり30分程度とさせていただきます。 受付状況により、お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
お問い合わせ先	建築指導課（本庁舎5階）（会場関係） 電話番号 0965-33-4750 熊本県土木部住宅局建築課 電話番号 096-333-2534

制度の名称	建築士による電話相談窓口の開設について
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被害を受けられた方を対象に、建築士による住宅の復旧や改修等に関する無料電話相談窓口『令和8年熊本地震住まいサポートダイヤル』を開設いたします。 また、住宅の被害状況等に応じて、現地での対面による相談についてもお案内しますので、ぜひご利用ください。 1 無料電話相談 住宅の復旧、改修等に関する電話相談を行います。 ○ 実施期間 令和8年10月30日（金）まで（土日、祝祭日を除く） ○ 受付時間 9時～12時、13時～16時 2 現地での対面相談 住宅の被害状況等に応じ、建築士等を被災住宅の現地に派遣して、復旧・改修等のアドバイスを行います。ご希望の方は、「1」の無料電話相談窓口へご連絡ください。 ○ 相談時間 1件あたり30～60分程度 ○ 実施期間 令和8年10月30日（金）まで ○ 訪問日時 後日、訪問日時をご連絡いたします。 ※指定する日時にできる限りご協力ください。
活用できる方	被災した住宅の所有者等が対象です。※空き家は除きます。
注意事項	状況により、現地の派遣をいたしかねる場合がございます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
お問い合わせ先	熊本県住宅リフォーム推進協議会 （一財）熊本県建築住宅センター内 電話番号 050-8882-5924

制度の名称	水道の宅内配管工事コールセンターの開設
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震で被災した水道の宅内配管修繕工事の需要増加を踏まえ、宅内配管修繕工事に対応可能な工事業者を紹介する「令和8年熊本地震 水道の宅内配管工事コールセンター」を国土交通省が開設しました。 ■電話番号 0120-275-557 ■受付時間 9時～17時（土日祝も受付） ■設置期間 12月28日（月）まで
活用できる方	八代市、宇城市、八代生活環境事務組合（八代市の一部、氷川町）の水道使用者 ※井戸の修理は対象外
注意事項	水道の新設や改造工事は、八代市指定給水装置工事事業者（指定工事事業者）でなければ施工することができませんが、令和8年熊本地震の発生にともない、当面の間、他の水道事業者（市町村長等）が指定した給水装置工事事業者についても施工を認めることとしています。
お問い合わせ先	水道の宅内配管工事コールセンター TEL：0120-275-557

制度の名称	被災井戸に関する支援について
支援の種類	サービス等
制度の内容	熊本地震で被災した井戸について原因調査、井戸等の修理（掘り直し等）の支援をしています。 【原因調査】…井戸内を洗浄し不具合の原因を調査します ○調査の内容 ・井戸内に空気を吹き込み堆積した砂を除去し、井戸内の不具合を調査します。 ・舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。 ・井戸所有者の調査費用の負担はありません。 【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】…井戸等の修理を支援します ○井戸等の修理の支援内容 井戸等の復旧作業について1世帯あたり最大で75万7千円の支援があります。 ※被災者が修理業者に既に修理費用を支払い済の場合は、支援対象になりません。 ○申込に必要な書類 応急修理申込書、被害状況に関する申出書、資力に関する申出書、修理前の現況が分かる写真、修理見積書（井戸、設備など）、洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書、井戸等の応急修理申込チェックシートなど
活用できる方	【原因調査】 ・八代市在住で井戸水のみを利用されている方 【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】 ① 自宅敷地内にある井戸等が損傷を受けた方 ② <u>井戸が飲用水を得る唯一の手段</u>である方 ③ 以下のいずれかに該当する方 ・ 洗浄の実施が困難。 ・ 洗浄を実施したものの機能が回復しない。 ・ 電動ポンプ等の損傷であること。 ④ 井戸等を修理することで<u>自宅での生活が可能</u>と見込まれる方 ⑤ 井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力できる方 等
注意事項	事業者および上水道を併用されている方は「対象外」となります。
お問い合わせ先	【原因調査】【井戸等の修理（掘り直し等）の支援】TEL：65-7722 受付時間 8時30分～17時15分（土曜日、祝日を除く）

制度の名称	住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」（一般）												
支援の種類	貸付・融資												
制度の内容	(1) 融資限度額<table><tr><td rowspan="2">建設</td><td>土地を取得する場合</td><td>： 5,500 万円</td></tr><tr><td>土地を取得しない場合</td><td>： 4,500 万円</td></tr><tr><td>購入</td><td></td><td>5,500 万円</td></tr><tr><td>補修</td><td></td><td>2,500 万円</td></tr></table> (2) 融資金利：年 1.45%～年 1.89%（2026 年 9 月 1 日現在） ※借入申込時に返済期間全ての金利が確定します。 融資金利は毎月見直します。 ※ご返済期間や団体信用生命保険の内容により異なります。 また、団体信用生命保険に加入されない方は、上記より金利が年 0.2%低くなります。 (3) 返済期間：最長 35 年 ※申込本人等の年齢により返済期間が短くなる場合があります。 (4) 返済方法：元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い (5) 担保：融資対象の建物及び土地 （融資額が 500 万円以下の場合は無担保） (6) 保証人：必要ありません。 (7) 火災保険：融資の対象となる建物に火災保険を付けていただきます。 (8) 団体信用生命保険：所定の団体信用生命保険に加入いただけます。 ※健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も融資は利用できます。 (9) 手数料：無料 (10) 申込受付期間：原則として、り災日から 2 年間です。		建設	土地を取得する場合	： 5,500 万円	土地を取得しない場合	： 4,500 万円	購入		5,500 万円	補修		2,500 万円
建設	土地を取得する場合	： 5,500 万円											
	土地を取得しない場合	： 4,500 万円											
購入		5,500 万円											
補修		2,500 万円											
活用できる方	次の（1）から（5）までの全てにあてはまる方 (1) 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次表の「り災証明書」を交付されている方<table><tr><td>建設 購入</td><td>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」 ※「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」の場合で、被災住宅の修理が不能または困難である場合を含みます。</td></tr><tr><td>補修</td><td>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」</td></tr></table> (2) ご自分が居住するための住宅を建設、購入または補修する方 (3) 年収に占める全てのお借り入れの年間合計返済額の割合が次表の基準を		建設 購入	住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」 ※「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」の場合で、被災住宅の修理が不能または困難である場合を含みます。	補修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」							
建設 購入	住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」 ※「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」の場合で、被災住宅の修理が不能または困難である場合を含みます。												
補修	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」												

	満たしている方 <table><tr><td>年 収</td><td>400 万円未満</td><td>400 万円以上</td></tr><tr><td>総返済負担率基準</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr></table> (４) 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方 (５) お申込時点の年齢が満 79 歳未満の方	年 収	400 万円未満	400 万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下
年 収	400 万円未満	400 万円以上					
総返済負担率基準	30%以下	35%以下					
注意事項	・ 申込条件を満たす場合でも、審査の結果、融資をお断りする場合があります。 ・ 災害復興住宅融資には別途、「高齢者向け返済特例」による融資もあります。 「高齢者向け返済特例」は、毎月のお支払いが利息のみのため月々の負担を低く抑えられるなどの特徴があります。 ・ 詳しくは、以下のカスタマーセンターにお問合せください。						
お問合わせ先	住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル） Tel：0120-086-353（通話料無料）						

制度の名称	建物の解体・撤去について
支援の種類	費用負担
制度の内容	令和8年熊本地震により被災した損壊家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的に、公費により解体・撤去を行う制度です。公費解体と自費解体の方法があります。 ■対象となる建物 ● り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の家屋等 ● 「被災証明書」を取得した建物のうち、相談受付又は解体申請後、市の調査により「半壊」以上と判定された非住家等（空き家、倉庫、店舗等） ※対象は倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となります。それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象外です。 ※建物の一部解体は対象外となります。 ① <u>公費解体（市が解体・撤去）</u> 家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって直接、解体撤去を行うもの ※原則、所有者等の費用負担はありません ② <u>自費解体（費用償還）</u> 所有者等が自らの費用負担で事業者に解体・撤去を依頼し、解体に要した費用を市が償還（払い戻す）もの ※所有者等と解体業者との解体の契約が令和8年7月28日（地震発生日）～令和9年2月28日（予定）に締結されたもの ※償還額は、市の積算基準に基づく算定額との比較により決定するため、要した費用の全額が償還されない場合があります。<u>自費解体を実施する前に市へご相談ください</u> ※早急な解体をする必要がない場合は、「①公費解体」をご利用ください ■申請・相談（公費解体・自費解体とも） *事前予約が必要です* 【期間】 令和8年9月28日（月）～令和9年3月31日（水） 【場所】 循環社会推進課（エコエイトやつしろ 2階） Web 予約：9/18（金）～：市ホームページまたは右下 QR コード 電話予約：9/24（木）～：0965-37-7550 自費解体を希望する方の電話相談は随時行っています。  Web 予約↑  詳細はこちら↑
活用できる方	損壊した家屋等の所有者等
注意事項	—
お問合わせ先	予約・問合せ専用ダイヤル TEL：37-7550

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	農地災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	異常な天然現象（暴風・洪水・高潮・地震など）で被害を受けた農地の復旧に係る経費を国の補助事業を活用して復旧する制度です。 【採択条件】 （１）１箇所の復旧に係る経費が４０万円以上であること。 （２）耕作している又は休耕であっても復旧後には耕作する農地であること。 ※ただし、営農を目的としない農地は対象外です。 （３）復旧後に分担金の納入が可能な方であること。 【補助内容】 国補助：５０％※注 申請者負担：５０％ ※被害の規模などにより国の軽減措置制度の適用を受けた場合は、国補助率が嵩上げされて申請者の負担が軽減されます。 ※被災した条件や規模に応じて、国の補助対象となる限度額があります。
活用できる方	令和８年熊本地震で被災した農地の所有者
注意事項	—
お問い合わせ先	農地整備課（本庁舎４階） TEL：33-4118 各支所産業建設課（坂本）TEL：45-2290 （鏡）TEL：52-7820 （千丁）TEL：46-1102 （東陽）TEL：65-2114 （泉）TEL：67-2112

制度の名称	営農再開ワンストップ窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和8年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けた営農再開支援事業を活用し、復旧・復興に向けた取組を迅速に行うため、国、県等を構成員とした「営農再開ワンストップ相談窓口」を設置します。 ◆開設場所 八代市役所 千丁支所 第1会議室（八代市千丁町新牟田 1502-1） 【開設日時】：令和8年9月24日（木）から開設 平日（月～金） 9：00～16：00 ◆相談内容 ・営農再開に向けた支援事業の活用相談 ・営農技術や品目転換等の相談 ・融資相談など
活用できる方	令和8年熊本地震により被災した農業者
注意事項	—
お問い合わせ先	営農再開ワンストップ窓口 TEL：30-1671

制度の名称	早期の営農再開に向けた支援【更新】																												
支援の種類	補助																												
制度の内容	1 早期営農再開支援事業（R8 熊本地震） 被災農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達や残さ撤去等の支援を行います。 ＜支援内容及び補助率＞																												
		<table><tr><th colspan="2">支援内容</th><th>補助率等</th></tr><tr><td>ア 資材の調達等支援 （ア）早期営農再開</td><td>令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の掛かり増し経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費</td><td>7/10 以内</td></tr><tr><td>（イ）作物転換・規模拡大</td><td>被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）の購入等経費</td><td>7/10 以内</td></tr><tr><td>イ 栽培環境整備 （ア）作物残渣等の撤去</td><td>被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作（※）又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む。）（※今年度中に植え付けを行うもの）</td><td>定額 （作物残さ：1,500円/10a以内、ガラス等：14,000円/10a以内、保管中のいぐさ原草及び畳表：5,500円/人日以内）</td></tr><tr><td>（イ）追加防除・施肥</td><td>被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費</td><td>7/10 以内</td></tr><tr><td>（ウ）防除方法の転換</td><td>被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費</td><td>7/10 以内</td></tr><tr><td>ウ 土づくり</td><td>災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費</td><td>定額 （10,000円/10a以内）</td></tr><tr><td>エ リース方式による農業機械等の導入</td><td>被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械等のリース導入経費</td><td>定額 （本体価格1/2以内）</td></tr><tr><td>オ 収穫・調製作業</td><td>被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費</td><td>定額 （8,000円/10a以内）</td></tr></table>	支援内容		補助率等	ア 資材の調達等支援 （ア）早期営農再開	令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の掛かり増し経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	7/10 以内	（イ）作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）の購入等経費	7/10 以内	イ 栽培環境整備 （ア）作物残渣等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作（※）又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む。）（※今年度中に植え付けを行うもの）	定額 （作物残さ：1,500円/10a以内、ガラス等：14,000円/10a以内、保管中のいぐさ原草及び畳表：5,500円/人日以内）	（イ）追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	7/10 以内	（ウ）防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	7/10 以内	ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定額 （10,000円/10a以内）	エ リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械等のリース導入経費	定額 （本体価格1/2以内）	オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定額 （8,000円/10a以内）
	支援内容		補助率等																										
	ア 資材の調達等支援 （ア）早期営農再開	令和8年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の掛かり増し経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	7/10 以内																										
	（イ）作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）の購入等経費	7/10 以内																										
	イ 栽培環境整備 （ア）作物残渣等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作（※）又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む。）（※今年度中に植え付けを行うもの）	定額 （作物残さ：1,500円/10a以内、ガラス等：14,000円/10a以内、保管中のいぐさ原草及び畳表：5,500円/人日以内）																										
	（イ）追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	7/10 以内																										
	（ウ）防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	7/10 以内																										
	ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定額 （10,000円/10a以内）																										
	エ リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械等のリース導入経費	定額 （本体価格1/2以内）																										
オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定額 （8,000円/10a以内）																											
2 梨産地復旧支援事業（R8 熊本地震） 病害の発生・まん延を防止するために行う、地震により落下・腐敗した果樹の除去や樹勢回復のための剪定等の支援を行います。 ＜支援内容及び補助率＞ （1）病害の発生・まん延防止 補助率：定額（25,000 円/10a 以内） 内容：落下果実の処分及び追加防除に必要となる作業労務費及び薬剤費 （2）樹勢回復 補助率：定額（28,000 円/10a 以内） 内容：樹勢低下からの回復に必要となる整枝及び追加施肥に必要となる作業労務費及び肥料費																													

	3 いぐさ畳表加工再開支援事業 原草・織機等保管倉庫の損壊により、原草・織機等が保管できない状況となっている利用可能な原草・織機等の一時保管と速やかな加工作業再開に向けた支援を行います。 ＜支援内容及び補助率＞ (1) 利用可能ないぐさ原草・織機等の輸送支援【国】 補助率 定額（原草 7,000 円/トン以内、機械 5,500 円/人日以内） (2) いぐさ原草・織機等の保管や臨時作業場確保支援 ① 共同利用分 補助率 10/10 以内 ② 個人利用分 補助率 8/10 以内 ■営農再開ワンストップ相談窓口 場所：八代市千丁支所 1 階 第 1 会議室 時間：9 時～16 時 ※ 全ての添付書類がそろった場合は、以下の要望調査より前に窓口で受付を行います。 ※ 要望調査は多くの農業者の来場が見込まれ、混雑が予想されます。可能な限り、事前に営農再開ワンストップ相談窓口にご来場ください。 ■要望調査 日時：令和8年10月13日（火）～16日（金） 午前：9時～11時30分 午後：1時30分～4時 ※10/13（火） 午前：松高・八千把 午後：郡築・昭和 10/14（水） 午前：太田郷・龍峯 午後：千丁 10/15（木） 午前：植柳・高田・金剛 午後：平和・日奈久・二見 10/16（金） 午前：鏡 午後：坂本・東陽・泉・その他 場所：八代地域農業協同組合 北部営農購買センター2階 （鏡町内田732-1） 
活用できる方	令和8年7月熊本地震により被害を受けた農業者
注意事項	・ 要望調査に当たっては、被害状況を確認するため、ほ場ごとに被害箇所の写真やその他の関係資料を提出する必要があります。
お問い合わせ先	営農再開ワンストップ相談窓口（千丁支所 1 階） TEL：30-1671 農業振興課（本庁4階） TEL：33-8751

制度の名称	八代市農業用機械・施設等復旧支援事業（R8熊本地震）【更新】
支援の種類	補助
制度の内容	令和8年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けて、農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の再取得・修繕を支援します。 ■支援内容及び補助率 ・農業用機械・農舎等の修繕又は再取得に係る経費の9/10以内 ・農業用ハウス等の修繕又は再取得に係る経費の7/10以内 ・被災農業者が共同で利用する農業用機械等の再取得に係る経費の9/10以内 ・被災した営農施設等の補強に係る経費で、事業費が50万円以上のものに対して7/10以内 ・農業専用トラックの修繕又は再取得に係る経費の9/10以内 ・施設の解体、運搬、処理などに係る経費の8/10以内 ※被災前と同程度（原形復旧）が対象であり、超える部分は自己負担になります。 ※業者への発注のほか、自力施工を行う場合の資材費も対象です。 ※令和8年熊本地震により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。 ■営農再開ワンストップ相談窓口 場所：八代市千丁支所 1階 第1会議室 時間：9時～16時 ※ 全ての添付書類がそろった場合は、以下の要望調査より前に窓口で受付を行います。 ※ 要望調査は多くの農業者の来場が見込まれ、混雑が予想されます。可能な限り、事前に営農再開ワンストップ相談窓口にご来場ください。 ■要望調査 日時：令和8年10月13日（火）～16日（金） 午前：9時～11時30分 午後：1時30分～4時 ※10/13（火） 午前：松高・八千把 午後：郡築・昭和 10/14（水） 午前：太田郷・龍峯 午後：千丁 10/15（木） 午前：植柳・高田・金剛 午後：平和・日奈久・二見 10/16（金） 午前：鏡 午後：坂本・東陽・泉・その他 場所：八代地域農業協同組合 北部営農購買センター2階（鏡町内田732-1）
活用できる方	令和8年熊本地震により農業用機械・施設に被害を受けた農業者
注意事項	・要望調査に当たっては、被害状況を確認するため、ほ場ごとに被害箇所の写真やその他の関係資料を提出する必要があります。
お問合わせ先	営農再開ワンストップ 相談窓口（千丁支所 1階） TEL：30-1671 農林水産政策課（本庁舎4階） TEL：33-4117



制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」													
支援の種類	貸付・融資													
制度の内容	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。 <制度内容> <table border="1"> <tr> <th></th><th>国民事業</th><th>中小企業事業</th></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>3千万円（※1）</td><td>1億5千万円（別枠）</td></tr> <tr> <td>融資期間 （うち措置期間）</td><td colspan="2">10年以内（※2） （2年以内）</td></tr> <tr> <td>金利（※3）</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> （※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。 （※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内） （※3）金利については日本政策金融公庫にご相談ください。なお、令和8年8月25日付けで、以下の特別措置の取扱いを開始しました。 ①融資後3年間、利率を0.9%引下げ ②利率引下げ適用の限度額 1,000万円（中小企業団体 3,000万円） 特別措置の適用にあたっては、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（被災証明書）を受けることが条件になります。			国民事業	中小企業事業	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）		金利（※3）	—	—
	国民事業	中小企業事業												
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）												
融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）													
金利（※3）	—	—												
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者													
注意事項	—													
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 TEL：32-5195													

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1) 借入限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 (2) 借入利率：年0.9%（令和8年7月29日現在） (3) 借入期間：借入金額 50万円～500万円 36ヵ月 505万円～1,000万円 60ヵ月 (4) 借入金の返済方法：6ヵ月ごとの元金均等返済 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本支店 (7) 取扱期間：災害発生の日から6か月以内
活用できる方	50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.または2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 ※1 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。 ・小規模企業共済の契約者であることがわかる書類（例：共済契約締結証書（共済手帳）、中小機構からお送りした共済契約者番号の記載されている書類等） ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・借入金額に応じた収入印紙 ・印鑑登録証明書（3か月以内発行の原本） ・実印 ・被災証明書または罹災証明書 ・被災証明願 ※『被災証明願』は「商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）」等で、『被災証明書』『罹災証明書』は市町村等で事前に証明を受けてください。
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度 2億8,000万円以内 ② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 6か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 １企業 ８,０００万円 １組合 １億円 〈融資期間〉 １年以上 １０年以内 据置期間 ２年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 ０.００％ ※県補助後 〈融資利率〉 ２年以内 固定 年 １.５０％以内 ３年以内 固定 年 １.７０％以内 ５年以内 固定 年 １.８５％以内 ７年以内 固定 年 ２.００％以内 ７年超 固定 年 ２.２０％以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の(１)又は(２)に該当する者 (１) 令和 ８ 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (２) 令和 ８ 年熊本地震の影響を受け、申込日から １ 年以内の連続する ３ か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	活用できる方(２)の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和 ８ 年熊本地震の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和8年熊本地震分））	
支援の種類	貸付・融資	
制度の内容	〈融資限度額〉 別枠 8,000 万円 〈融資期間〉 1 年以上 10 年以内 据置期間 2 年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
活用できる方	令和 8 年熊本地震の被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項（以下「セーフティネット」という。）第 4 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村の認定を受けた者	
注意事項	セーフティネット記事 URL （八代市 HP：下記 URL 又は二次元バーコードからご覧ください。） https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326866/index.html	
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579	

制度の名称	小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 2,000 万円 〈融資期間〉 設備 1 年以上 7 年以内 据置期間 6 か月以内 運転 1 年以上 5 年以内 据置期間 6 か月以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 3 年以内 固定 年 1.50%以内 5 年以内 固定 年 1.65%以内 7 年以内 固定 年 1.80%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	既存の保証協会の保証付き融資残高と本資金との合計が 2,000 万円以下となる従業員 20 人（商業・サービス業 5 人（宿泊業、娯楽業を除く））以下の小規模企業者で、次の(1).(2)のいずれかに該当する者 (1) 令和 8 年熊本地震による被害の影響を受け、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和 8 年熊本地震の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	熊本県信用組合以外の取扱金融機関についてはセーフティネット保証 4 号の指定期間に限り、申し込み可。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579

制度の名称	雇用調整助成金（令和8年熊本地震の災害に伴う特例措置）								
支援の種類	補助								
制度の内容	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成するものです。 【受給額】 ・休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額 ・教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額 に次の助成率を乗じた額 ※教育訓練を行った場合は、1人1日あたり以下の加算があります。 教育訓練実施率が20%以上の場合、加算額は1,800円になります。 <table><tr><th>企業規模</th><th>助成率</th><th>教育訓練加算額</th></tr><tr><td>中小企業</td><td>2／3</td><td rowspan="2">1,200円</td></tr><tr><td>大企業</td><td>1／2</td></tr></table> ※休業等の初日が令和8年7月28日～令和9年1月27日が対象です。 ※上限日数（1年間で100日）までが助成対象になります。	企業規模	助成率	教育訓練加算額	中小企業	2／3	1,200円	大企業	1／2
企業規模	助成率	教育訓練加算額							
中小企業	2／3	1,200円							
大企業	1／2								
活用できる方	令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって、受給要件を満たすもの ※受給要件の詳細は、お問い合わせ先にご確認ください。								
注意事項	【今回の地震に伴う主な特例措置】 ・生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。 ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。 ・地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします。 ・残業相殺のルール（支給対象となる休業等の延べ日数から所定外労働時間を控除）を撤廃します。 ・教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します。								
お問い合わせ先	熊本労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター （TEL：096-312-0086）								

制度の名称	八代商工会議所・八代市商工会による「特別相談窓口開設」【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	■主に旧八代市の事業者向け（八代商工会議所） <u>＜専門家等による個別相談会（予約制）＞</u> 【対応内容】 主に「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」に関する相談 ※その他の融資相談などについては、通常の相談窓口をご利用ください。 【会場】桜十字ホールやつしろ 2階 練習室 【日時】平日 10 時～16 時（10 時、11 時、13 時、14 時、15 時から各 1 時間）※土・日・祝日を除く <u>＜常時開設している相談窓口＞</u> 【日時】平日 9 時 00 分 ～ 17 時 00 分 ※土・日・祝日を除く 【場所】八代商工会議所 ■主に旧郡部の事業者向け（八代市商工会） <u>＜専門家等による個別相談会（予約制）＞</u> 【対応内容】 事業再建に向けた相談全般（社会保険労務士など、専門家による相談にも対応） 【会場】八代市商工会本所 2 階会議室 【日時】令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）・15 日（木曜日） ※以降の開催予定は未定です。 10 時～17 時（10 時、11 時、13 時、14 時、15 時、16 時から各 1 時間） <u>＜常時開設している相談窓口＞</u> 【日時】平日 8 時 30 分～17 時 ※土・日・祝日を除く 【場所】八代市商工会 鏡支所、千丁支所、坂本支所、東陽支所、泉支所
活用できる方	令和 8 年熊本地震により被害・影響を受けた事業者
注意事項	専門家等による個別相談会は、現時点での予定であり、変更・終了する場合があります。
お問い合わせ先	（主に旧八代市の事業者向け）八代商工会議所 TEL：32-6191 （主に旧郡部の事業者向け）八代市商工会（本所）TEL：52-8111

制度の名称	くまもと事業者再出発支援補助金【新規】
支援の種類	補助金
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被災した中小企業者等の事業用施設・設備等の復旧を補助するもの。 【補助対象経費】 令和 8 年熊本地震により被災した事業用施設・設備・車両等の復旧に要する経費 ※令和 8 年 7 月 28 日以降に復旧した経費については、交付決定前に復旧工事等に着手した場合でも、一定の要件を満たす場合は補助対象となることがあります。 【補助率・補助上限額】 中小企業者等：補助率 3/4、上限 3 億円 中堅企業等：補助率 1/2、上限 3 億円 多重被災事業者・特定被災事業者：別途要件・補助上限あり
活用できる方	熊本県内に事業所を有し、令和 8 年熊本地震により事業用の施設・設備等が被災した中小企業者（小規模事業者・個人事業主含む）、中堅企業（みなし中堅企業含む）等
注意事項	【申請受付】 令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）から受付開始 ※毎月、期間を区切って申請を受け付ける予定です。 ※申請期間の詳細は、熊本県ホームページでご確認ください。 【申請方法】 申請書類を「くまもと事業者再出発支援補助金受付センター」へ郵送または持参してください。
お問い合わせ先	【問い合わせ・申請書提出先】 くまもと事業者再出発支援補助金受付センター 熊本市中央区神水 1 丁目 3-1 ヨネザワ熊本県庁前ビル 4 階 電話：096-284-7660 受付時間：9 時 00 分～17 時 00 分（土曜・日曜・祝日を除く） ※書類作成支援を行っております※ （主に旧八代市の事業者）八代商工会議所 TEL：32-6191 （主に旧郡部の事業者）八代市商工会（本所）TEL：52-8111

制度の名称	小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和 8 年熊本地震）＞【新規】
支援の種類	補助金
制度の内容	令和 8 年熊本地震で被災した小規模事業者等が事業再建のため、商工会・商工会議所の支援を受けて自らが経営計画を策定して実施する、機械装置等の復旧や販路再開に向けた取組等に要する経費の一部を補助。 【補助上限】 200 万円（直接被害） ⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 100 万円（間接被害） ⇒令和 8 年熊本地震に起因して、売上げ減少などの間接的な被害を受けた場合 【補助率】 2／3 以内、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象） 【補助対象】 機械装置等費、修繕費、広報費、展示会出展費、委託・外注費など
活用できる方	熊本県に所在する、令和 8 年熊本地震の被害を受けた小規模事業者等 ※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合は 5 人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合 20 人以下である事業者
注意事項	【第 1 次公募スケジュール】 申請受付締切：令和 8 年 10 月 16 日（金） ※ 1 次公募締切り後、速やかに 2 次公募を開始予定。
お問い合わせ先	（主に旧八代市の事業者） 八代商工会議所 TEL：32-6191 （主に旧郡部の事業者） 八代市商工会（本所）TEL：52-8111

制度の名称	中小企業者事業再建支援利子補給事業（令和８年熊本地震）【新規】
支援の種類	補助金
制度の内容	令和８年熊本地震で被災した市内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害関連の融資制度を活用した事業者に対し、市が融資に係る利子を補給するもの。 【対象融資】 ① 金融円滑化特別資金（令和８年熊本地震枠） ② 金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和８年熊本地震分）） ③ 小規模事業者おうえん資金（令和８年熊本地震分） ④ 日本政策金融公庫 災害貸付・災害復旧貸付 ※いずれも令和８年７月２８日以降に融資の申し込みを行い、 令和８年１２月３１日までに貸付実行されたものが対象 【利子補給期間】 融資実行後３年間 【補助率】 10/10（利子全額補給） ※④については、上限 20 万円/年
活用できる方	令和８年熊本地震により被害を受け、対象融資を利用した市内中小企業・小規模事業者
注意事項	【利子補給の申請時期】 前年中に支払った利子について、翌年１～２月に申請していただく予定です。 ※申請方法や対象要件等の詳細については、決定次第、改めてお知らせします。
お問い合わせ先	（利子補給事業に関すること） 商工政策課（本庁舎４階） TEL：33-8513 （融資に関すること） 市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 八代商工会議所 TEL：32-6191 八代市商工会 TEL：52-8111 熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579